

令和7年度 第1回佐伯市地域振興部及び観光ブランド推進部
公の施設指定管理者選定委員会 議事要旨

議事（1）任意指定しようとする施設について

① 佐伯市米水津ふるさと物産館

【委員から出された主な質問、意見】

○任意指定であっても、申請書や事業計画書を提出してもらって選定委員会で審査する、ということか。

⇒（事務局）おっしゃる通り。公募の施設と同様、ヒアリング、採点により指定管理候補者を決定する。

○現状の指定管理者からは、事業継続の意向は確認出来ているのか。

⇒（事務局）確認出来ている。

○指定管理委託料は0円だが、これまでの指定管理委託料の推移は。

⇒（事務局）平成9年の開館当初からの委託料の推移や、指定管理制度への移行時期の正確なところはすぐにお答え出来ないが、米水津ふるさと物産館についてはレストラン業務を外部委託しており、非収益部分（駐車場など）にかかる経費も大きくない。また業績もよいので、かなり前から0円で運営を行っている。

② 佐伯市シルバーワークプラザ

【委員から出された主な質問、意見】

○実績の中の契約額について、事業の主な内容は。

⇒（事務局）一般の方や会社、事業所などから依頼される道路等の草刈りや施設の守衛業務など。その他にも、色々な専門分野の経験者が居るため、依頼に応じてその能力を活かした業務を日々行っている。

○年間の契約金額が大きい。収益事業としてかなりの規模だが、任意指定を継続されることに問題はないのか。

⇒（事務局）この施設の設置目的が「健康で働く意欲のある高齢者の就職機会の確保として、高齢者の社会参加と福祉の増進を図ること、また社会地域づくりに寄与すること」である。その目的を達成するにあたり、高齢者等雇用の安定に関する法律に基づく佐伯市内の指定法人は公益社団法人シルバー人材センターのみであり、その法人でしか運営出来ない、という判断。

議事（2）公募しようとする施設について

① 佐伯市上浦しおさいの里

【委員から出された主な質問、意見】

○「地域活性化センターしおさいの里」「産業振興センター海鮮丸」のそれぞれの建物の利

活用方法はどのように定めているのか。また、2棟の建物を一括で管理運営を任せたのはいつからか。

⇒（事務局）詳細な施設の利活用方法はあえて定めないことで、民間事業者の自由な発想による運営を期待しています。また、令和3年度以前は建物ごとに管理者が居たが、令和3年度に実施した指定管理者の募集からは一括で公募を行い、令和4年度から現在の方法で運営を行っていただいている。

○事業実績について、3年間の収支見込はマイナスとなっているが、委託料の220万円で足りない。そこについては、運営を行う業者に任せる、ということか。

⇒（事務局）指定管理委託料については赤字補てんではなく、収益の見込めない芝生広場や公衆トイレ棟の管理運営、維持管理費用として220万円を計上している。レストラン、特産品販売業務は通常の営業の範囲内で利益を出していただくものと考えているため、委託料には計上していない。どのように利益を出していくのか、については指定管理者を請けた団体に委ねる、ということはある。

○本施設について、応募者の見込はあるのか。

⇒（事務局）募集要項を公表するのは10月3日の予定だが、しおさいの里の休業のお知らせを見て、次の指定管理者募集のスケジュールの問い合わせも入っている。また、各振興局からの働きかけや地元のめばしい団体への声掛けなど、応募があるよう働きかけは行っていく。

② 佐伯市鶴見海望パーク

○昭和57年開館と古いが、建物の改修は行っているか。

⇒（事務局）平成26年にエアコンの改修、平成27年に外壁塗装を行っている。また、令和5年度に厨房機器を購入している。

○募集はどのように行うのか。

⇒（事務局）ホームページ上での募集や、地元の飲食業者に対する働きかけ、また令和5年度に実施した公募の際の競合先にも声掛けを行っております。

○佐伯市内だけでなく、県外に向けて広く発信する考えはあるのか。

⇒（事務局）従前の方法でも、興味のある県外の事業者はアンテナを張って応募していただいている。今回も、従前の方法で公募を行っていきたい。

○過去の指定管理者が指定管理を辞めた経緯は。

⇒（事務局）昨年度は、指定管理者が経営破綻した。その前は、従業員4人のうち2人が辞め、夫婦2人で経営していたものの、当時の条例では休日が年末年始しかなく、休むこともままならないため、営業できなくなった。

○以前は「有明遊漁センター」という施設であり、堤防が台風で壊れて渡れなくなっている。あれを修繕する予定はあるのか。

⇒（事務局）今のところ、市でコストをかけて修繕する予定はありません。

○あの立地で午後 10 時までの営業時間では難しいのでは。休館日、営業時間変更の際の「特に必要があると認めるとき」という文言は、どれくらいハードルが高いのか。

⇒（事務局）実際の運用として、指定管理者からの変更の申請の理由にもよるが、柔軟に対応しております。

○指定管理料のそもそもの 50 万円の根拠と、79 万円に上げた根拠は。

⇒（事務局）50 万円の根拠は、トイレ棟の維持管理経費や、情報発信に関する経費。従前からこの金額だったが、昨今の物価、人件費の値上がりや、直前の指定管理者が経営破綻したこと、昨年度募集を行っても応募がなかったことなどが値上げを実施した要因。なお、今回も応募がなかった場合には、「委託料の金額が原因で応募がなかったわけではない」ということで、公共施設管理運営委員会で今後のあり方について検討を行う。